

(案)

京都市地球温暖化対策条例の見直しに係る  
基本的な考え方について

答 申

(第 10 号)

平成 22 年 月

京都市環境審議会



# 答 申 書

平成22年 月 日

京 都 市 長  
門 川 大 作 様

京 都 市 環 境 審 議 会  
会 長 内 藤 正 明

平成21年8月21日付け環地第96号により、当審議会に諮問された「京都市地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方」について、鋭意審議を重ね、その結果を別添のとおり取りまとめましたので、答申します。





## 目 次

I	はじめに .....	p1
II	地球温暖化対策を巡る現状と課題 .....	p2
1	地球温暖化対策を巡る近年の動向 .....	p2
2	京都市における地球温暖化対策の取組状況 .....	p3
III	条例改正に当たっての基本的考え方 .....	p6
1	削減目標 .....	p6
2	二酸化炭素排出量の将来推計シミュレーション .....	p7
3	低炭素社会実現に向けた戦略 .....	p8
4	京都府地球温暖化対策条例との連携 .....	p9
IV	目指すべき低炭素社会像と実現に向けた対策 .....	p10
1	人と公共交通優先の歩いて楽しいまち .....	p10
2	森を再生し「木の文化」を大切にするまち .....	p12
3	エネルギー創出・地域循環のまち .....	p13
4	環境にやさしいライフスタイル .....	p14
5	環境にやさしい経済活動 .....	p15
6	ごみの減量 .....	p16
V	おわりに .....	p17
(資料編)	.....	p19
参考 1	諮問書（写し） .....	p20
参考 2	第 8 次京都市環境審議会委員名簿 .....	p22
参考 3	地球温暖化対策推進委員会委員名簿 .....	p23
参考 4	環境審議会・地球温暖化対策推進委員会開催経過 .....	p24
参考 5	京都市地球温暖化対策条例 .....	p25
参考 6	二酸化炭素排出量の将来推計と削減ポテンシャル .....	p32

## I はじめに

京都市環境審議会（以下「審議会」という。）は、京都市長から平成21年8月21日に「京都市地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方」及び「新京都市地球温暖化対策計画の策定に係る基本的な考え方」の2点について諮問を受け、これまで、部会として設置した「地球温暖化対策推進委員会」（以下「委員会」という。）を7回、審議会を3回開催し、活発な審議を進めてきた。

審議は、京都市が国の中期目標の公表に先駆け策定した「京都市環境モデル都市行動計画」（平成21年3月策定）を基に、3つの市民会議（※）における検討や地球温暖化を巡る国際動向等を踏まえて、将来の低炭素社会を展望した規制的手段も含む京都ならではの大胆な具体的対策を検討し、京都市が審議経過を踏まえて行った市民意見募集や意見交換会等において寄せられた市民、事業者の貴重な意見も参考に進めてきた。

本答申は、2点の諮問事項のうち、「京都市地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方」についてまとめたものである。「新京都市地球温暖化対策計画の策定に係る基本的な考え方」については、引き続き審議を行い、施策の更なる具体化を検討した上で答申を行う。

※ 3つの市民会議は、『歩くまち・京都』総合交通戦略策定審議会、『木の文化を大切に  
にするまち・京都』市民会議及び「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」  
を指す。いずれも、既に検討経過が取りまとめられ、『歩くまち・京都』総合交通戦略  
（平成22年1月策定）、『木の文化を大切に  
にするまち・京都』市民会議検討報告書（平成22年3月）、  
「環境にやさしいライフスタイルの創造へ 京都からの提言－『環境にやさしい  
ライフスタイルを考える市民会議』提言－」（平成22年3月）として公表している。

## II 地球温暖化対策を巡る現状と課題

### 1 地球温暖化対策を巡る近年の動向

#### (1) 国際的動向

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change, 以下「IPCC」という。）は、平成 19 年、地球温暖化に関する科学的知見を集約し、評価した第 4 次評価報告書において、世界の平均気温が 2005 年までの 100 年間に 0.74℃上昇し、最近 50 年間の気温上昇の速度は過去 100 年のほぼ 2 倍に増大するなど、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、これらの気温上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いとしている。

また、同書では、地球温暖化により深刻な被害が生じる危険性が指摘されており、地球環境への深刻な影響を回避する水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるには、世界全体の気温の上昇が、産業革命以前から 2 度以内にとどまるよう、世界全体の排出量の大幅な削減が必要であることを示している。

平成 21 年 7 月、イタリアのラクイラで開催された主要国首脳会議（G8 ラクイラ・サミット）では、世界全体の排出量を 2050 年までに少なくとも半減するため、先進国全体で 80%以上削減することの合意が得られた。

平成 21 年 12 月、デンマークのコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）では、IPCC の科学的な見解を認識し、世界全体の排出量の大幅な削減が必要であることを盛り込んだ「コペンハーゲン合意」に留意することが決定された。

この合意に基づき、日本を含む先進国（同条約附属書 I 国）は 2020 年の排出削減目標について、新興国等（同条約非附属書 I 国）は削減のための行動について、同条約事務局に提出することとされた。

## (2) 国内の動向

我が国は、コペンハーゲン合意に賛同し、本年1月26日に国連気候変動枠組条約事務局に対して、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比25%削減する目標を提出した。

さらに、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比25%削減すること及び2050年までに80%削減すること（主要国によるポスト京都議定書構築が前提）を目標に掲げ、国内排出量取引制度、地球温暖化対策税、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設等を盛り込んだ地球温暖化対策基本法案を閣議決定し、国会審議が行われた（平成22年6月16日廃案）。

また、「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（平成22年3月31日）や「次世代自動車戦略2010（平成22年4月12日）」、「産業構造ビジョン（平成22年6月3日）」、「エネルギー基本計画（案）（平成22年6月8日）」等、次々と関連する戦略が打ち出されているところであり、地球温暖化対策は、今後のあらゆる政策において欠くことのできない重要な視点となっている。

## 2 京都市における地球温暖化対策の取組状況

### (1) これまでの取組

全国初の地球温暖化対策に特化した条例として制定された現行の「京都市地球温暖化対策条例」（以下「現行条例」という。）では、温室効果ガスの排出量について、2010年までに1990年比10%削減とする国を上回る数値目標を掲げている。

京都市では、この目標の達成に向けた行動計画として「京都市地球温暖化対策計画」を策定し、市民、事業者、環境保全活動団体と協働して取組を進めるとともに、目標や施策を一層磨き上げ、国から「環境モデル都市」としての選定を受け、更なる削減を進めている。

### (2) 温室効果ガス排出削減の状況

2008年の排出量（速報値）は、森林吸収などの削減効果量11万トン

差し引いて 682 万トンであり、1990 年の排出量 772 万トンから 90 万トン、11.7%減少した。原油価格の高騰や金融危機の影響があると考えられるものの、条例に掲げる数値目標を達成したところである。

部門別の排出量は、1990 年比で産業部門が 44.9%の減少、運輸部門が 16.2%の減少となる一方、家庭部門が 21.8%の増加、業務部門が 16.2%の増加となっている。

(表 1) 温室効果ガス排出量の内訳

単位：万トン-CO<sub>2</sub>

二酸化炭素	基準年	2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)	増減	
				対基準年	対前年
エネルギー起源	699 [96.4%]	681 [96.6%]	638 [96.7%]	-61 (-8.8%)	-43 (-6.3%)
産業部門 (工場等)	195 [26.9%]	117 [16.6%]	107 [16.3%]	-88 (-44.9%)	-10 (-8.2%)
運輸部門 (自動車・鉄道)	197 [27.2%]	176 [25.0%]	165 [25.0%]	-32 (-16.2%)	-11 (-6.3%)
民生・家庭部門	155 [21.4%]	200 [28.4%]	189 [28.7%]	+34 (+21.8%)	-11 (-5.5%)
民生・業務部門 (商業・サービス・事業所等)	152 [20.9%]	187 [26.6%]	176 [26.7%]	+24 (+16.2%)	-11 (-6.1%)
非エネルギー起源 (廃棄物部門)	25.8 [3.6%]	24.0 [3.4%]	21.8 [3.3%]	-4.0 (-15.5%)	-2.2 (-9.1%)
二酸化炭素排出量合計	725 [100%]	705 [100%]	660 [100%]	-65 (-9.0%)	-45 (-6.4%)

二酸化炭素(再掲)	725 [93.9%]	705 [95.6%]	660 [95.2%]	-65 (-9.0%)	-45 (-6.4%)
その他の温室効果ガス	47.1 [6.1%]	32.7 [4.4%]	33.1 [4.8%]	-14.0 (-29.8%)	+0.4 (+1.2%)
メタン	2.3	1.7	1.7	-0.6 (-24.3%)	+0.0 (-1.0%)
一酸化二窒素	11.7	9.2	8.8	-2.9 (-25.2%)	-0.5 (-5.2%)
代替フロン等	33.2	21.7	22.6	-10.6 (-31.8%)	+0.9 (+4.1%)
温室効果ガス総排出量	772 [100%]	737 [100%]	693 [100%]	-79 (-10.3%)	-44 (-6.1%)

注1: [ ] 内は構成比, ( ) 内は増減率を示す。

注2: 基準年は温室効果ガスの種類により異なる。二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素は1990(平成2)年。代替フロン等(ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六ふっ化硫黄)は1995(平成7)年。

注3: エネルギー起源とは、化石燃料の燃焼(電気の消費を含む。)に伴って発生する二酸化炭素をいう。

注4: 電気の排出係数は、実際に使用した電気事業者のものを使用している。

注5: 四捨五入のため、合計値と各要素を合計した数値が合わない場合がある。

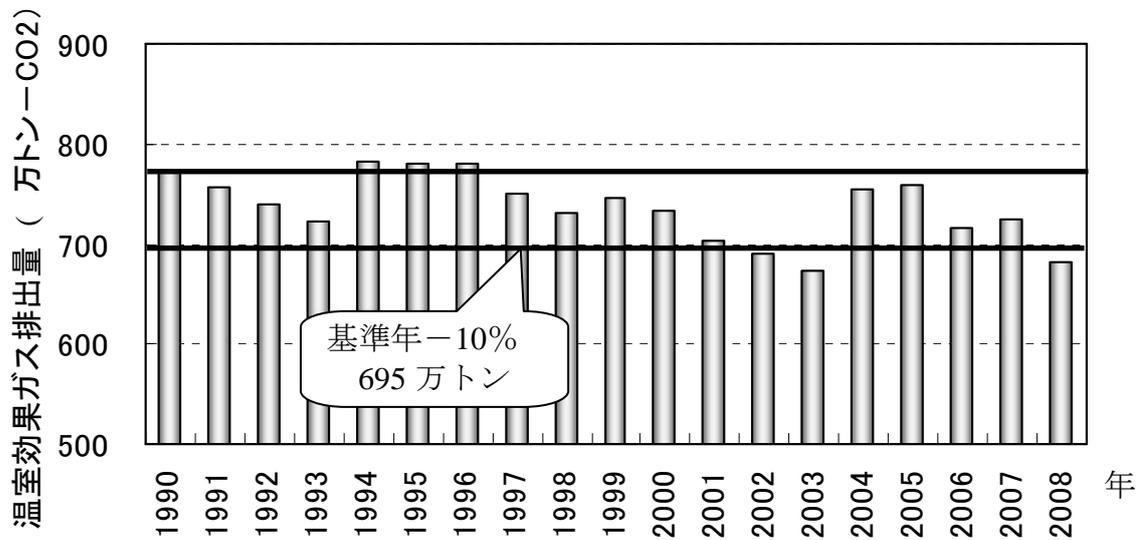
注6: エネルギー転換部門は、業務部門に含めている。

(表2) 森林吸収などの削減効果量の内訳

内容	削減効果量 (トン-CO <sub>2</sub> )
森林吸収量	99,374
ごみ発電	10,104
太陽光発電	1,340
合計	110,817

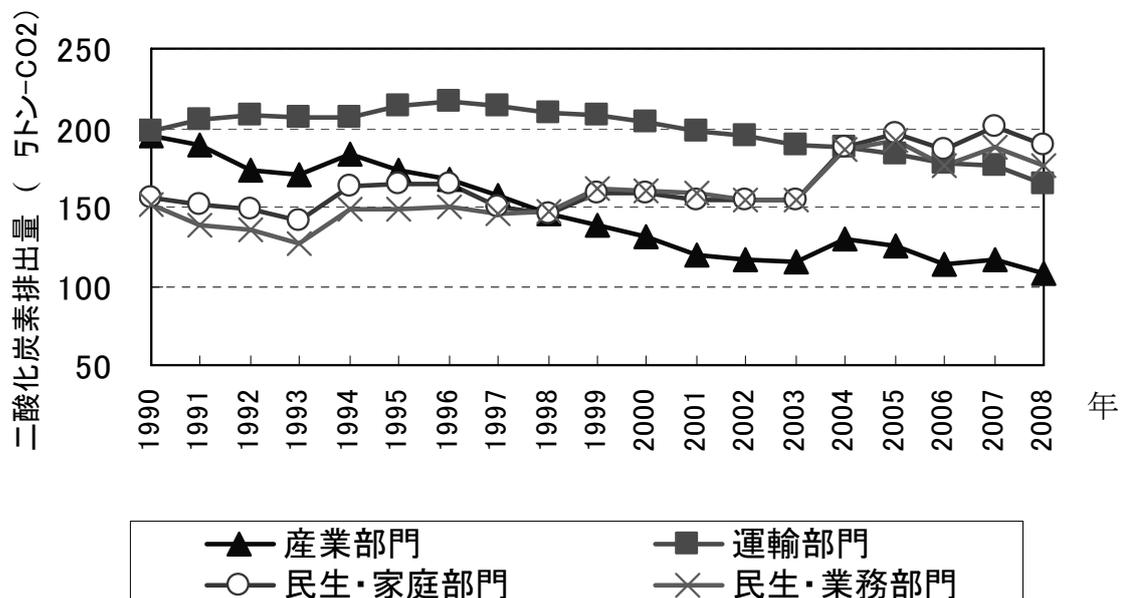
※四捨五入のため、合計値と各要素を合計した数値が合わない場合がある。

(図1) 温室効果ガス総排出量の推移



注: 1990~1994年の代替フロン等は未算定であるため1995年のデータを用いている。

(図2) 二酸化炭素排出量の推移 (主要4部門)



### Ⅲ 条例改正に当たっての基本的考え方

#### 1 削減目標

上述のとおり，世界の気温上昇を産業革命以前から2度以内に抑えるためには，2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量を半減し，日本をはじめとする先進国で80%削減をしなければならないことが共通認識となってきている。これに応え，京都市は，「京都議定書」誕生の地として，また，「環境モデル都市」として，先駆的かつ積極的に大幅削減を目指すことが必要である。

既に京都市は，「京都市環境モデル都市行動計画（平成21年3月）」において，2030年に1990年比40%削減，2050年に60%削減とする中長期の数値目標を掲げている。

委員会は，中長期の展望を持った審議を進め，削減目標については，国内外の動向と京都市のこれまでの取組を踏まえ，次のとおり目標を設定することが望ましいと考える。

#### (1) 2050年（条例の理念）：大幅削減による低炭素社会の実現

地球温暖化による深刻な被害を回避するため，世界の平均気温上昇を2度以内にとどめるという科学的知見を認識し，二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を都市活動の中で大幅に「削減する」だけでなく，森林吸収等，自然との共生を通じて炭素を「循環させる」との観点に立ち，持続可能な社会経済システムへの転換を図ることを，条例の理念として掲げる。

#### (2) 2030年度（削減目標）：40%削減（1990年度比）

2050年の大幅削減に向けた中期削減目標として，条例に目標数値を明記し，これを実現するための具体策を盛り込む。

(3) 2020 年度（中間目標）：25%削減（1990 年度比）

2030 年度の高い中期削減目標を掲げると同時に、大気中の温室効果ガス濃度の上昇を抑え、毎年着実に排出削減を実現することが重要であるため、目標年次に至る経路として中間時点である 2020 年度の削減目標についても考え方を明らかにすべきである。

2030 年度に 40%削減を実現するためには、その中間年である 2020 年度時点においては、25%削減を実現していることが望ましい。このため、中間目標として、2020 年度に 25%削減を目指すべきである。

なお、条例の改正を踏まえて策定する新地球温暖化対策計画（以下「新計画」という。）は、2020 年度の間目標を達成するための具体的施策のロードマップを示すものとして策定されなければならない。

## 2 二酸化炭素排出量の将来推計シミュレーション

削減目標の達成の程度、削減余地の大きな部門及び対策を見積もるため、大学の協力を得て、将来の社会経済状況を想定の上、排出量のシミュレーションを行った（参考 6）。

その結果、2030 年度における 40%削減及び 2020 年度における 25%削減は技術的に実現可能であること、業務部門の削減ポテンシャルが最も大きく、次いで運輸部門、家庭部門が大きいことが明らかになった。また、削減対策としては、高効率機器導入や次世代自動車等への転換などのエネルギー効率改善が最も大きな効果が期待でき、さらに再生可能エネルギー利用等の燃料転換に削減余地が大きいことが示された。

しかしながら、こうした削減対策を現実のものとするためには、削減対策を普及、促進させるための施策が不可欠である。とりわけ、中間目標年次の 2020 年度までに残された時間は少なく、改めて、具体的施策の積み上げによる排出削減量を見込むとともに、即効性の高い対策を盛り込んだロードマップを示し、これを強力で押し進めなければ、実現は覚束ないものとなるだろう。

また同様に、現在の延長線上の取組を継続するだけでは、2030 年度の中期

目標を実現することは困難であり、社会構造の転換を促すような大胆な施策の推進が不可欠であることは明らかである。

さらには、このシミュレーションでは、既知の対策技術を前提としたが、科学技術はもちろん、ビジネスモデルや経済システムのイノベーションが実現した場合、中期目標を上回る削減を達成することも可能となることから、京都市においては、そうしたイノベーションを促すための施策も積極的に導入すべきである。

なお、今回のシミュレーションにおいて、全体の削減ポテンシャルに占める割合の小さい産業部門についても、エネルギー消費の大きい製造工程の設備の更新等、業種ごとに特有の削減対策を積極的に導入し、一層の取組を進めるべきである。

### 3 低炭素社会実現に向けた戦略

現行条例の前文では、「持続可能な循環型の社会経済システムへの転換を図ることが不可欠」と謳<sup>うた</sup>われているが、これまでは市民が地球温暖化問題に気付き、理解し、行動を始めるという、いわば準備期間であった。今や、科学的な知見や国際的な共通認識のもと、地球温暖化を防止し、低炭素社会を実現するという人類共通の緊急の課題を確実に解決するため、「持続可能な社会経済システムへの転換」を進める、まさに始動期にあると言える。

こうした意味から、京都市は、政策的規制や支援誘導、啓発等の施策を個別に講じるのではなく、国の基本的施策なども含め、あらゆる施策の基軸に「環境」を据え、これらを融合しながら、相乗効果を生むような大きな枠組みを構築する必要がある。これこそが、京都市の低炭素社会実現に向けた戦略である。

低炭素社会実現に向けた戦略においては、大胆な政策的規制や支援誘導などの施策のパッケージにより、大幅なエネルギー効率改善やエネルギー転換等を進め、温室効果ガスを排出しない都市構造への転換を図る必要がある。また、温室効果ガスを排出しないことによる経済的価値（環境価値）を積極的に評価し、その創出を促し、循環させる仕組みを構築することなどにより、

近い将来到来するグリーン経済への移行を先導することを通じて、地域経済の活性化を促進されたい。さらには、「DO YOU KYOTO? (環境によいことをしていますか)」の考え方の下、市民一人ひとりが地球温暖化という問題に真摯に向き合い、ライフスタイルの見直しなどに自ら考えて取り組むことを促すものとする必要がある。こうした取組を重層的に進めることにより、日々の暮らしや都市活動から発生する温室効果ガスの最小化と、環境と経済が融合する好循環の社会経済システムの構築を志向されたい。

#### 4 京都府地球温暖化対策条例との連携

地球温暖化は、市民の暮らし、事業者の活動に起因するものであり、一人ひとりが向き合うべき問題であると同時に、世界全体で共有しなければならない問題である。

今回の条例改正については、京都議定書誕生の地である京都として、低炭素社会への構造転換を実現するものでなくてはならない。しかし、地球規模の気候変動をもたらす人類全体の課題を、京都市域の取組のみで解決することは不可能である。京都市が先駆的な取組によって、日本全国、さらには世界各国をリードすることは重要であるが、同時により高い視点から、近隣の地方自治体や国の施策と連携した広域的な取り組みを進めることも極めて大きな意義を持つものである。

京都府においても、「京都府地球温暖化対策条例」の改正に向けた検討が進められていることは、まさに好機であり、府市の連携をこれまで以上に進め、相乗効果を高める条例となるよう十二分に協調されたい。

## IV 目指すべき低炭素社会像と実現に向けた対策

2030年度の削減目標を掲げ、その実現に向けた取組を市民、事業者とともに進めるためには、目指すべき社会像を共有することが不可欠である。このため、審議会では、京都の特性を考慮した6つの観点から将来の低炭素社会像を描き、その実現に向けた具体の方策を審議してきた。

そして、低炭素社会実現に向けた戦略として、温室効果ガスを排出しない都市構造への転換、環境価値の評価と創出、新たなライフスタイルの創造という対策を重層的に推進することを求めた。これによって、日々の暮らしや都市活動から発生する温室効果ガスの最小化と、環境と経済が融合する好循環の社会経済システムの構築を提示したところである。

以上を踏まえ、京都の低炭素社会像とそれを実現するために推進すべき具体的対策の方向性、改正条例に盛り込むべき事項について、以下のとおり提示する。

### 1 人と公共交通優先の歩いて楽しいまち

#### (1) 社会像

使いやすい公共交通と歩く魅力にあふれ、人々が歩く暮らしを大切にしている「歩くまち・京都」が実現している。

自動車利用の制限を含めた様々な抑制策を通じて、クルマの総交通量は減少し、走行しているクルマは、電気自動車をはじめとするエコカーに代わっている。

#### (2) 対策の方向性と改正条例に盛り込むべき事項

##### ア 公共交通利用の促進、自動車利用の適正化及び効率化

事業者に対して、従業員のエコ通勤の促進に努めることを求めるべきである。特に、特定事業者（※）に対しては、排出量削減計画書及び報告書制度を活用し、エコ通勤の取組状況の報告を義務付けるべきである。

また、過度な自動車利用を抑制する効果が期待されるカーシェアリングについて、市民及び事業者に対して、積極的な利用に努めることを求めるべきである。併せて、京都市においては、新築共同住宅等におけるカーシェアリングの導入や新たな駐車施設の整備の抑制を図る施策を推進することが必要である。

さらに、海外の都市において都心部への自動車流入の抑制のために実施されているロードプライシングの導入可能性の研究や、自動車利用者に対する駐車場の無料提供と同等水準以上のサービスを公共交通利用者へ提供するための制度の創設によって交通条件の公平化を図るなど、自動車利用の適正化及び効率化のための施策を一層充実すべきである。

※ 大規模に温室効果ガスを排出する事業者。温室効果ガスの排出量削減のための措置、削減目標等を記載した計画書及び報告書の提出が現行条例において義務付けられている。

#### イ エコカーへの転換の促進

自動車購入者に対して、電気自動車など環境負荷の少ないエコカーの購入に努めることを求めるべきである。特に、特定事業者に対しては、事業用の自動車を購入または更新する際に、一定割合以上をエコカーとすることを義務付けるべきである。ただし、購入を求めるエコカーについては、現時点において車両の開発や供給が必ずしも十分に進んでいないことを考慮し、当分の間は、低燃費車を含む、環境負荷のより少ない車両とすべきである。

併せて、エコカー転換促進への供給側対策として、自動車販売事業者に対して、購入者への自動車環境性能の説明を義務付け、エコカーの普及に努めることを求めるべきである。また、市内におけるエコカーの普及状況を把握し、今後の更なる施策の立案に活用するため、京都市が自動車販売業者にエコカーの販売実績の報告を求めることができるようにすべきである。

京都市は、エコカーの普及を促進するため、電気自動車充電設備の増設など社会インフラの整備をはじめ施策の更なる充実を図るべきである。

## 2 森を再生し「木の文化」を大切にすまち

### (1) 社会像

市域の3/4を占める森を再生し、森に親しみ、森の恵みを都市に還元することにより、文化の醸成や産業の振興に積極的に取り組んでいる。

地域産木材を多様に活用しながら、京町家の知恵を生かした新たな建築が促進され、持続可能な木材の循環サイクルが構築されるとともに、京都らしい景観形成が進展している。

豊かな緑に囲まれ、人々が、暮らしの中で、身近に木のぬくもりを感じることができるまちが実現している。

### (2) 対策の方向性と改正条例に盛り込むべき事項

#### ア 木造建築物の拡大，地域産木材の需要拡大

特定建築物（※）の建築主に対して、地域産木材の利用を義務付けるべきである。ただし、木材の供給可能量を踏まえ、導入義務量及び産地の定義は柔軟に検討されたい。

京都市は、地域産木材や木質ペレット等森林資源の利用を促進するための施策を講じるとともに、公共施設においては木材利用を率先して行うべきである。

なお、将来的な特定建築物の対象の拡大についても検討されたい。

※ 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物。温室効果ガスの排出量削減のための措置を記載した計画書及び環境配慮性能に関する評価資料の提出が現行条例において義務付けられている。

#### イ 森林の適切な保全

京都市は、森林の適切な保全及び整備による温室効果ガスの吸収を図るための施策を促進するため、施策の更なる充実を図るべきである。

#### ウ 環境配慮建築物の普及促進

特定建築物の建築主に対して、木質材料の使用に高い評価を与える京都環境配慮建築物基準（CASBEE 京都）による評価及び結果を公表し、工事現場や広告物へ表示することを義務付けるべきである。

京都市は、平成の京町家や長期優良住宅の普及啓発、既存住宅の低炭素化支援など建築物の省エネ化を促進するため、施策の更なる充実を図るべきである。

#### エ 市街地の緑化の推進

市民、事業者に対して、建築物や敷地の緑化に努めることを求めるべきである。特に、一定規模以上の新築建築物等の建築主に対しては、建築物や敷地の緑化を義務付けるべきである。

京都市は、市街地の緑化を推進するため、施策の更なる充実を図るべきである。

### 3 エネルギー創出・地域循環のまち

#### (1) 社会像

太陽光や太陽熱等を利用したクリーンエネルギーの創出が市内あらゆる場所で盛んになり、ごみ等のバイオマスや河川の水力等が地域単位でのエネルギーとしての役割を果たしている。

#### (2) 対策の方向性と改正条例に盛り込むべき事項

##### ア 再生可能エネルギーの利用拡大

特定建築物の建築主に対して、再生可能エネルギーの導入を義務付けるべきである。ただし、周辺環境、法規制その他の立地上の制約により導入が困難な場合には、代替措置として、再生可能エネルギーの導入と同等の効果を有する省 CO2 機器の導入について認めることを検討されたい。

京都市は、市民の共同出資を基にした太陽光発電設備等を設置する制度の創設など、再生可能エネルギーの優先利用を促進するため、施策の更なる充実を図るべきである。また、ごみからのエネルギー回収の最大化を図るための施策を講じるべきである。

#### 4 環境にやさしいライフスタイル

##### (1) 社会像

一人ひとりが、環境にやさしい取組を当たり前のこととして行い、自然と共生した地産地消の食文化や季節感を大切にする「ライフスタイルの京都モデル」が定着している。

また、地域の創意工夫が生かされ、身近な地域から「エコ」が発信されている。

##### (2) 対策の方向性と改正条例に盛り込むべき事項

###### ア 省エネ生活の普及促進

市民、事業者に対して、日常生活及び事業活動において、室内の適切な温度管理や過剰又は不要な照明の抑制など過度にエネルギーを消費しない行動を求めるほか、DO YOU KYOTO?デーを中心に環境に配慮した取組に努めることを求めるべきである。

エネルギー供給事業者に対して、市民、事業者、京都市との協力のもと、地球温暖化対策を推進することを求めるべきである。

京都市は、コミュニティを単位とした日常生活における省エネの取組を推進する制度の創設など省エネを促進するため、施策の更なる充実を図るべきである。特に、市民の省エネ等を通じて生まれる環境価値を評価する仕組みの創設についても検討されたい。

###### イ エネルギー高効率機器の普及促進

京都市は、環境物品等の情報収集や市民、事業者の環境物品の優先購入を促進するため、施策の更なる推進を図るべきである。特に、住宅の

断熱性能の向上や給湯，家電機器の高効率化は，温室効果ガスの大幅な排出削減ポテンシャルを有していることから，即効性のある対策を検討されたい。

#### ウ 地産地消の推進による「食」からの環境にやさしいライフスタイルの推進

市民，事業者に対して，食料の生産，輸送に伴うエネルギー使用の低減の観点から，地域で生産された旬の食料の購入や伝統のある優れた食文化の継承に努めることを求めるべきである。

京都市は，市民，事業者によるこうした取組を促進するための施策を講じるべきである。

## 5 環境にやさしい経済活動

### (1) 社会像

京都の環境産業が先導的役割を果たし，省資源・省エネルギー，長寿命，リサイクルを前提とした製品やサービスが普及している。

企業では，エネルギー効率の高い機器の導入が進むとともに，環境面での社会貢献活動が活発に行われ，低炭素のまちを牽引する大きな力となっている。

### (2) 対策の方向性と改正条例に盛り込むべき事項

#### ア 低炭素型社会を先導する産業の促進

事業者や教育研究機関に対して，環境技術の研究開発及び環境産業の育成に努めることを求めるべきである。

京都市は，低炭素社会の形成に貢献する製品・サービス評価制度の創設など，環境産業の振興を図るための施策を講じるべきである。

#### イ 省エネの取組促進

特定事業者に対して、環境マネジメントシステムの導入を義務付けるべきである。導入義務の対象は、独自の認証システムも含めて幅広く認めることを検討されたい。

京都市は、特定事業者排出量削減計画書及び報告書について総合評価を行い、低評価の事業者に対する指導、助言の徹底や追加削減対策を求めするための制度を創設すべきである。排出削減量の算定に当たっては、自らの事業活動以外にも、森林整備や中小企業の取組支援による削減量等を相殺できることとされたい。このため、森林吸収や排出削減による環境価値を評価する仕組みの創設又は活用についても検討し、市内での自主的な排出削減の促進と事業活動の活性化の両立についても検討されたい。

また、中小事業者が同業種等複数で排出削減に取り組むための計画書制度の創設、事業者の省エネ活動を中心となって推進する人材を養成するための施策、環境物品等の優先購入や環境マネジメントシステムの取得を促す調達を更に拡大するための施策を講じるべきである。

なお、将来的な特定事業者の対象の拡大についても検討されたい。

## 6 ごみの減量

### (1) 社会像

ごみを出さない生活や事業活動が社会システムとして構築され、それを前提とした製品が普及している。

マイバッグの持参が当たり前になり、店頭で売られる商品の包装材は必要最小限になるとともに、プラスチック製のものは激減している。

### (2) 対策の方向性と改正条例に盛り込むべき事項

#### ア ごみの発生抑制、リサイクル

市民生活や事業活動から発生するごみを更に減量するためには、市民のライフスタイルや事業者のビジネスモデルの見直しが必要不可欠であることから、市民、事業者に対して、ごみの発生抑制や再使用といったそも

そもごみを出さないことを基本とし、排出されたごみは資源として可能な限りリサイクルすることを徹底するよう求めるべきである。

京都市は、レジ袋をはじめとするごみの削減を進めるため、市民、事業者を含めた実効性ある対策を講じるとともに、イベントのエコ化を推進する等、ごみの減量化を徹底するための施策を講じるべきである。

#### イ ごみ減量につながる事業への転換

京都市は、包装材やレジ袋等のごみを出さない製品、サービスを評価し、普及・促進するための施策を講じるべきである。

## V おわりに

審議会では、地球温暖化対策を巡る国内外の現状と京都市のこれまでの取組を踏まえ、条例の見直しに当たっての基本的な考え方や、目指すべき低炭素社会像とその実現に向けた対策を検討し、本答申に盛り込んだ。

審議の過程では、温室効果ガスの大幅削減を実現するという観点から、あえて自ら制約条件を設けず、大胆な対策案を幅広く検討した。委員会がまとめた「中間取りまとめ」に対する市民や環境保全活動団体、事業者団体などから寄せられた多数の意見は、本答申の取りまとめに多大な貢献をするものであった。地球温暖化問題に対する京都市民の熱意と意識の高さに心から敬意を表する。

世界で、2020年に向けた削減目標と国際的枠組みづくりが進められている最中に、中期的な削減目標を条例に掲げて低炭素社会づくりを進める姿勢は、世界に対し、市民、事業者をはじめとするオール京都の覚悟を示すものであり、大いなる挑戦を発信するものである。

京都市には、その実現に向け、市民、事業者等の取組を着実に先導し、また、強力に後押しする施策を講じる責務があり、施策の効果把握と重点化だけでなく、施策の融合による効果の最大化を図らなければならないことに留

意されたい。

京都市においては、本答申を踏まえ、温室効果ガス排出量を大幅に削減した低炭素社会の実現に向け、京都議定書誕生の地にふさわしい条例改正案を取りまとめられることを期待する。

## 資 料 編



環 地 第 96 号

平成 21 年 8 月 21 日

京都市環境審議会

会長 内藤 正明 様

京都市長 門川 大作



「環境モデル都市・京都」の実現に向けた京都市地球温暖化対策条例の見直し及び新京都市地球温暖化対策計画の策定について(諮問)

標記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り答申いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### (諮問事項)

- 1 京都市地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方
- 2 新京都市地球温暖化対策計画の策定に係る基本的な考え方

(諮問理由)

京都市は、「京都議定書」誕生の地としての誇りと使命感の下、貴審議会からの答申に基づき、地球温暖化対策に特化した全国初の条例となる「京都市地球温暖化対策条例」を平成 16 年 12 月に制定し、更にこの条例に基づいて策定した「京都市地球温暖化対策計画」を市民、事業者の皆様と一体となって進めてまいりました。

また、平成 21 年 1 月には、温室効果ガスの大幅な削減目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に選定されました。その行動計画においては、2030（平成 42）年及び 2050（平成 62）年を目標年次とする中長期の削減目標を定めるとともに、公共交通を優先する「歩くまち・京都」、環境と景観に配慮した「木の文化を大切にすまち・京都」、「環境にやさしいライフスタイルへの変革」、大学及び産業界との連携による「技術革新（イノベーション）」を中心に、「DO YOU KYOTO?」の合言葉のもと、市民、事業者の皆様とともに取組を推進していくこととしております。

本市は、こうした京都のまちの特色を生かした低炭素社会の実現に向けた取組を加速し、先導的モデルとして世界へ発信するとともに、豊かな自然と悠久の歴史に育まれた京都を未来へ引き継ぐため、中長期の将来を展望した持続可能な京都づくりを強力に推進する必要があると考えております。

このため、京都市地球温暖化対策条例の見直し及び新京都市地球温暖化対策計画の策定の基本的な考え方について、御審議いただきたく、貴審議会に諮問致します。

## 第8次京都市環境審議会委員名簿

平成22年6月

敬称略

区 分	氏 名	分 野	役 職 名
関係行政機関 3名	平 沢 正 信 柴 睦 人 石 野 茂		京都地方気象台長 京都府警察本部生活安全部長 京都府文化環境部環境政策監
学識経験者 15名	青 山 吉 隆 板 倉 豊 大久保 規 子 小 幡 範 雄 笠 原 三 紀 夫 徳 地 直 子 内 藤 正 明 仁 連 孝 昭 布 部 拓 男 平 松 幸 三 深 尾 清 美 山 舗 恵 子 船 橋 恵 子 松 本 泰 子 山 田 春 美	都 市 計 画 環 境 教 育 行 政 法 ・ 環 境 法 環 境 計 画 大 気 汚 染 生 態 系 環 境 情 報 環 境 経 済 報 道 音 環 境 ・ 騒 音 学 校 教 育 メ デ ィ ア 弁 護 士 環 境 政 策 水 環 境	広島工業大学環境学部地域環境学科教授 京都精華大学環境社会学科教授 大阪大学大学院法学研究科教授 立命館大学政策科学部教授 中部大学総合工学研究所教授 京都大学フィールド科学教育研究センター准教授 京都大学名誉教授 滋賀県立大学理事 副学長 (株)京都新聞社論説委員 前京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授 二条城北小学校長 京都リビング新聞社 統括編集長 弁護士 京都大学地球環境学堂准教授 社団法人水環境学会関西支部理事
住民団体代表 5名	青 木 義 照 浅 岡 美 恵 杵 本 育 生 中 川 恵 美 子 山 内 寛		特定非営利活動法人リアル・リンク・京都専務理事 特定非営利活動法人気候ネットワーク代表 特定非営利活動法人環境市民代表理事 京都市地域女性連合会常任委員 京都市保健協議会連合会会長
各種団体代表 5名	黄 瀬 謙 治 奥 原 恒 興 小 川 寛 鞍 掛 孝 武 田 隆 司		(社)京都工業会専務理事 京都商工会議所専務理事 日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 京都府中小企業団体中央会専務理事 京都府医師会理事
市民公募委員 2名	長 谷 川 雅 巳 遠 藤 有 理		

## 地球温暖化対策推進委員会 委員名簿

敬称略

(委員長)

にれん たかあき  
仁連 孝昭 滋賀県立大学理事・副学長

(委員)

あおき まみ  
青木 真美 同志社大学商学部教授

あさおか みえ  
浅岡 美恵 特定非営利活動法人気候ネットワーク代表

いしの しげる  
石野 茂 京都府文化環境部環境政策監

いしの もとひこ  
石野 元彦 京都府中小企業団体中央会理事  
(株式会社石野味噌代表取締役社長)

うえむら た え こ  
上村 多恵子 社団法人京都経済同友会常任幹事  
(京南倉庫株式会社代表取締役社長)

こすぎ たかのぶ  
小杉 隆信 立命館大学政策科学部准教授

ざい ま けいこ  
在間 敬子 京都産業大学経営学部准教授

すずき やすふみ  
鈴木 靖文 有限会社ひのでやエコライフ研究所取締役

たうら けんろう  
田浦 健朗 京のアジェンダ21フォーラム幹事

たき しずこ  
瀧 静子 京都商工会議所環境対策特別委員会委員長  
(株式会社太洋堂代表取締役社長)

とやま やすひさ  
外山 泰久 京都学生祭典実行委員会副実行委員長

ひらい やすひろ  
平井 康宏 京都大学環境保全センター准教授

もろとみ とおる  
諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科教授

よだ まこと  
依田 誠 社団法人京都工業会副会長  
(株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション代表取締役社長)

(特別委員)

いのき たけのり  
猪木 武徳 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国際日本文化研究センター所長

たちもと なりふみ  
立本 成文 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所所長

(合計17名, うち特別委員2名)

## 京都市環境審議会・地球温暖化対策推進委員会開催経過

### 1 京都市環境審議会

- 第1回審議会（平成21年8月21日）
  - ・京都市地球温暖化対策条例の見直し及び新計画の策定について（諮問）
  - ・地球温暖化対策推進委員会の設置
- 第2回審議会（平成22年4月16日）
  - ・地球温暖化対策条例の改正及び新計画の策定に向けた中間取りまとめ
- 第3回審議会
  - ・地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方について（答申案）

### 2 地球温暖化対策推進委員会

- 第1回委員会（平成21年9月3日）
  - ・地球温暖化対策推進委員会について
  - ・地球温暖化対策の現状と課題について
  - ・温室効果ガス排出量の算定方法の見直しについて
- 第2回委員会（平成21年11月17日）
  - ・平成21年度版年次報告書（案）について
  - ・義務規定の見直し方針について
- 第3回委員会（平成21年12月28日）
  - ・京都市の地球温暖化対策 平成21年度版（案）
  - ・地球温暖化対策の取組内容について
- 第4回委員会（平成22年2月3日）
  - ・地球温暖化対策の取組内容について
- 第5回委員会（平成22年3月26日）
  - ・中間取りまとめ（案）について
  - ・今後の進め方について
- 第6回委員会（平成22年5月26日）
  - ・市民、事業者の意見と主な対策（案）への反映について
- 第7回委員会（平成22年6月24日）
  - ・地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方について（答申案）

## 京都市地球温暖化対策条例（平成 16 年 12 月 24 日 条例第 26 号）

### 目次

前文
第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）
第 2 章 地球温暖化対策計画等（第 9 条・第 10 条）
第 3 章 本市による地球温暖化対策（第 11 条）
第 4 章 事業者及び市民による地球温暖化対策
第 1 節 事業者及び市民の取組（第 12 条～第 19 条）
第 2 節 特定事業者等の取組（第 20 条～第 26 条）
第 5 章 評価及び見直し（第 27 条・第 28 条）
第 6 章 雑則（第 29 条）
附則

地球温暖化は、集中豪雨、干ばつ等の異常気象、海面の上昇、自然生態系の変化等を引き起こし、あらゆる生命の生存の基盤である地球の環境に極めて深刻な影響を与えるおそれがある問題である。このため、人類が物質的な豊かさ、便利さや快適さを追い求める代償として増え続けている二酸化炭素等の温室効果ガスの排出の量を削減し、地球温暖化を防止することは、人類共通の緊急の課題である。

本市は、平成 9 年に気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が採択された都市として、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者の参加と協働により、地球温暖化を防止する取組を先駆的かつ積極的に推進してきた。

健全で恵み豊かな地球の環境を将来の世代に継承していくことは、現在を生きる我々人類に課された責務である。この責務を果たしていくには、一人一人の生活様式の見直しなどにより、大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済システムから持続可能な循環型の社会経済システムへの転換を図ることが不可欠である。

このような認識の下に、本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者がそれぞれの立場において、地球温暖化を防止するため、なお一層積極的に行動することを決意し、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、地球温暖化対策について、本市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めて、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、持続的な発展が可能な都市を実現し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 二酸化炭素その他別に定める物質をいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若し

くは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

(5) 環境保全活動団体 環境の保全を図る活動を行うことを目的として組織された団体をいう。

(本市の当面の目標)

第3条 本市は、平成22年までに、本市の区域内における温室効果ガスの排出の量を平成2年の90パーセントに削減することを目標とする。

(本市の責務)

第4条 本市は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施すること。
- (2) 地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化対策に関する活動への事業者、市民及び環境保全活動団体の参加及び協力を促進し、これらの意見を適切に反映させること。
- (3) 本市の事務及び事業に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。
- (4) 事業者、市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するために必要な措置を講じること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 事業活動に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置（他の者の地球温暖化の防止に寄与するための措置を含む。）を講じること。
- (2) 本市が実施する地球温暖化対策に協力すること。

(市民の責務)

第6条 市民は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 日常生活に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。
- (2) 本市が実施する地球温暖化対策に協力すること。

(観光旅行者その他の滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、本市、事業者、市民及び環境保全活動団体が実施する地球温暖化対策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- (1) 本市の区域内における温室効果ガスの総排出量（別に定める方法により算定される温室効果ガスの総排出量をいう。以下同じ。）
- (2) 地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況及びその評価

## 第2章 地球温暖化対策計画等

(地球温暖化対策計画)

第9条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

2 地球温暖化対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地球温暖化対策計画の実施期間、温室効果ガスの総排出量の削減目標その他地球温暖化対策に関する基本方針
- (2) 温室効果ガスの総排出量の削減に関する具体的な施策
- (3) その他地球温暖化対策を推進するために必要な事項

3 市長は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(特定事業者排出量削減指針)

- 第10条 市長は、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める事業者（以下「特定事業者」という。）の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の量の削減のための措置、当該削減の目標その他必要な事項を記載した計画書（以下「特定事業者排出量削減計画書」という。）及び特定事業者排出量削減計画書に記載された目標の達成状況その他必要な事項を記載した報告書（以下「特定事業者排出量削減報告書」という。）の作成に関する指針（以下「特定事業者排出量削減指針」という。）を定めなければならない。
- 2 市長は、特定事業者排出量削減指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

### 第3章 本市による地球温暖化対策

第11条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。

(1) エネルギーに係る施策で次に掲げるもの

ア 事業活動及び日常生活に伴う自然エネルギー（太陽光、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を利用して得ることができるエネルギーその他の環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギーをいう。以下同じ。）の優先的な利用を促進するための施策

イ 事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。）を促進するための施策

ウ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化を促進するための施策

(2) 環境マネジメントシステム（環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を決定し、当該目標を達成するための取組を推進するための仕組みをいう。以下同じ。）を事業者に普及させるための施策

(3) 環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）及び環境に配慮した事業活動に関する情報を収集し、これを事業者、市民等に迅速かつ効果的に提供するとともに、事業者、市民等が環境物品等を優先的に購入することを促進するための施策

(4) 自動車等（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための施策で次に掲げるもの

ア 自己の自動車等を使用する者の公共交通機関への利用の転換の促進その他の交通需要管理施策（自動車等による交通の抑制、自動車等による交通の空間的又は時間的な分散化その他の交通の円滑化を図るための施策をいう。）

イ 貨物の効率的な輸送を促進するための施策

ウ 温室効果ガスを排出せず、又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策

エ 自動車等の駐車時における原動機の停止を促進するための施策

(5) 森林の適切な保全及び整備の推進による温室効果ガスの吸収を図るための施策

(6) 本市が設置し、又は管理する道路、河川、公園その他の公共の用に供する施設並びに住宅及び事業場における緑化を推進するための施策

(7) 廃棄物の発生の抑制及び再使用その他の廃棄物の減量化を促進するための施策

- (8) 事業者、市民及び環境保全活動団体が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようにするための環境教育（環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。以下同じ。）、啓発その他の必要な施策
  - (9) 事業者、市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するための情報の提供、助成その他の必要な施策
  - (10) 観光旅行者その他の滞在者が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようにするための啓発、知識の普及その他の必要な施策
  - (11) 国、他の地方公共団体、環境保全活動団体等との連携による地球温暖化対策及び地球温暖化の防止に関する国際協力
  - (12) 地球温暖化対策を効果的に実施するのに必要な助成、税制その他の経済的措置に関する調査及び研究
- 2 本市は、次に掲げる施策を率先して講じなければならない。
- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する実行計画の推進
  - (2) 環境マネジメントシステムの構築及び推進
  - (3) 環境物品等の調達
  - (4) 公共の用に供する施設の建設及び管理その他公共事業の実施に伴う地球温暖化の防止のために必要な施策
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

#### 第4章 事業者及び市民による地球温暖化対策

##### 第1節 事業者及び市民の取組

（自然エネルギーの優先的な利用等）

第12条 事業者及び市民は、事業活動及び日常生活に伴う自然エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

3 建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築又は増築（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該建築物からの熱の放出を抑制する構造の採用その他のエネルギーの使用の合理化に資する措置を講じるよう努めなければならない。

（環境マネジメントシステムの導入）

第13条 事業者は、環境マネジメントシステムの導入に努めなければならない。

（温室効果ガスの排出の量が比較的少ない機械器具等の使用等）

第14条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具の優先的な使用に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

（温室効果ガスの排出の量が比較的少ない機械器具及び役務の提供等）

第15条 事業者は、前条第1項の機械器具及び温室効果ガスの排出の量が比較的少ない役務の提供に努めなければならない。

2 事業者は、前条第1項の機械器具又は前項の役務を利用しようとする者に対し、その利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報を提供するよう努めなければならない。

（公共交通機関等の利用）

第16条 事業者及び市民は、可能な限り、自己の自動車等の使用を控え、公共交通機関又は自転車の利用に努めなければならない。

(自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制)

第17条 事業者及び市民は、自己の自動車等の適正な使用及び管理により、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、自己の自動車等を駐車するに当たっては、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(廃棄物の減量化の推進)

第18条 事業者及び市民は、廃棄物の発生の抑制及び再使用その他の廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

(従業員の環境教育)

第19条 事業者は、その従業員に対し、環境教育を行うよう努めなければならない。

#### 第2節 特定事業者等の取組

(特定事業者排出量削減計画書の作成等)

第20条 特定事業者は、定期的に、特定事業者排出量削減計画書を特定事業者排出量削減指針に基づき作成し、市長に提出しなければならない。

2 特定事業者は、定期的に（特定事業者でなくなったときにあつては、その後遅滞なく）、特定事業者排出量削減報告書を特定事業者排出量削減指針に基づき作成し、定期的に市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による特定事業者排出量削減計画書又は前項の規定による特定事業者排出量削減報告書の提出があつたときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(特定建築物排出量削減計画書の作成等)

第21条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「特定建築物排出量削減計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 特定建築主の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 特定建築物の名称及び所在地

(3) 特定建築物の概要

(4) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置

(5) 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 市長は、前項の規定による特定建築物排出量削減計画書の提出があつたときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(変更の届出等)

第22条 前条第1項の規定による特定建築物排出量削減計画書を提出した者は、特定建築物に係る工事が完了するまでの間に、同項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(完了の届出等)

第23条 第21条第1項の規定による特定建築物排出量削減計画書を提出した者は、特定建築物の新築等に係る工事が完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(特定排出機器販売者の表示義務)

第24条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める機械器具（以下「特定排出機器」という。）を店頭において販売する者（以下「特定排出機器販売者」という。）は、当該店頭の見やすい場所に、別に定めるところにより、エネルギー消費効率（エネルギーの消費量との対比における特定排出機器の性能として別に定める方法により算定した数値をいう。以下同じ。）に関する情報を適切に表示しなければならない。

2 特定排出機器販売者は、特定排出機器を購入しようとする者の求めがあったときは、当該特定排出機器のエネルギー消費効率について説明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第25条 市長は、第20条から第23条までの規定の施行に必要な限度において、特定事業者及び特定建築主（以下「特定事業者等」という。）に対し、温室効果ガスの排出の量その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(特定事業者等に対する勧告及び公表)

第26条 市長は、特定事業者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定事業者等に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 第20条第1項若しくは第2項又は第21条第1項の規定による提出をしなかったとき。
- (2) 第22条第1項又は第23条第1項の規定による届出をしなかったとき。
- (3) 前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

## 第5章 評価及び見直し

(施策の評価及び見直し)

第27条 市長は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、定期的にその実施状況について、評価を行わなければならない。

2 市長は、前項の評価の結果、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、同項の施策の見直しを行わなければならない。

3 市長は、第1項の評価及び前項の見直しを行うために必要な体制を整備しなければならない。

4 市長は、第1項の評価及び第2項の見直しをしようとするときは、事業者、市民、環境保全活動団体及び複数の学識経験のある者の意見を聴かななければならない。

(条例の見直し)

第28条 本市は、この条例の目的を達成するため、その施行の状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、おおむね3年ごとに、その見直しを行うものとする。

## 第6章 雑則

(委任)

第29条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

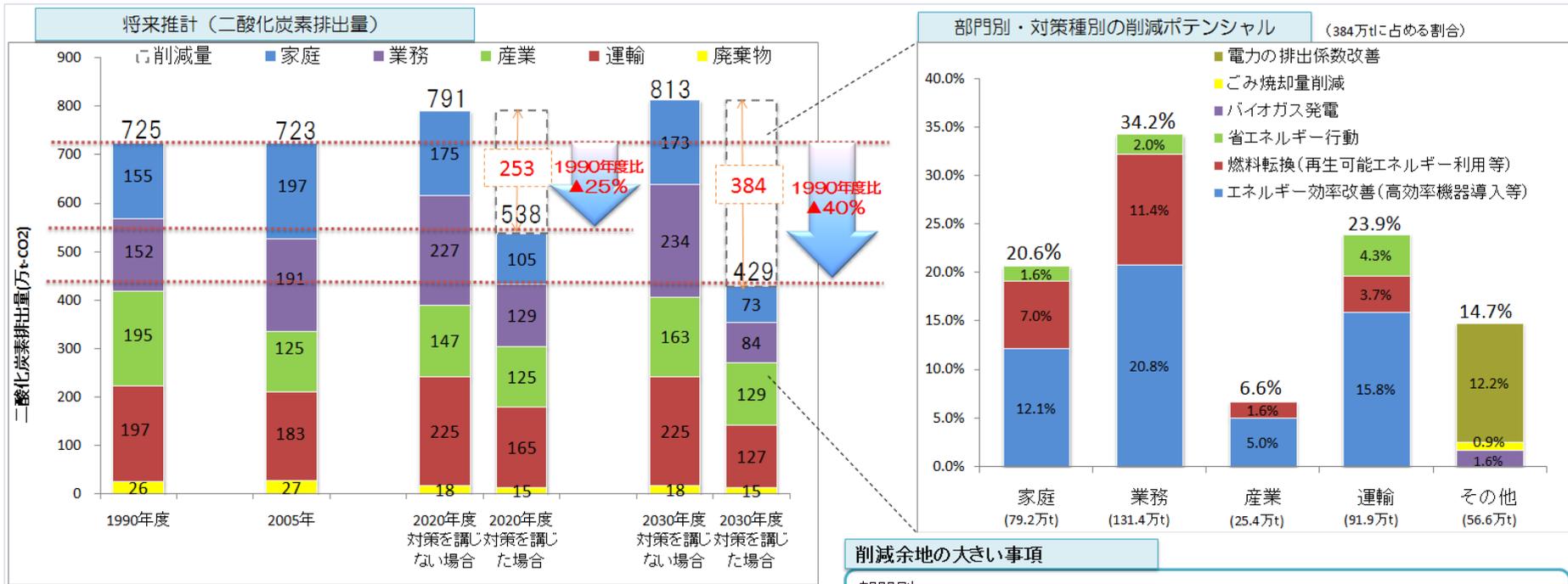
1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第4章第2節の規定は、市規則で定める日

から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に市長が定めた京都市地球温暖化対策地域推進計画は、第9条第1項の規定により定められた地球温暖化対策計画とみなす。
- 3 第1項の市規則で定める日前に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされている特定建築物については、第21条から第23条までの規定は、適用しない。

## 二酸化炭素排出量の将来推計と削減ポテンシャル



### 将来推計の結果

#### 2030年度

##### ◆対策を講じない場合（省エネ機器の導入等が2005年から進展していないと想定）

→ 社会経済状況の変化により、排出量は増加（1990年度比+12.2%）

##### ◆対策を講じた場合（最新の省エネ機器の導入等が大幅に進展していると想定）

→ 対策を講じない場合よりも、排出量は384万t減少  
 → 家庭、業務（オフィス等）、産業（工場等）、運輸（自動車、貨物）、各部門の地球温暖化対策の取組により、**40%削減は実現可能（1990年度比▲40.9%）**

#### 2020年度

##### ◆対策を講じない場合

→ 社会経済状況の変化により、排出量は増加（1990年度比+9.1%）

##### ◆対策を講じた場合

→ 対策を講じない場合よりも、排出量は253万t減少。  
 → **25%削減は実現可能（1990年度比▲25.8%）**

### 削減余地の大きい事項

#### 部門別

- 業務部門（オフィス等）
- 運輸部門

#### 対策種別

- エネルギー効率改善（高効率機器導入、エコカーへの転換）
- 燃料転換（再生可能エネルギー利用等）
- 運輸部門の省エネルギー行動（モーダルシフト（自動車から徒歩・公共交通へ））

### 重点的に実施する対策

#### 家庭部門

- コミュニティ単位の削減の取組、省エネレベル等（→エネルギー効率改善）

#### 業務・産業部門（オフィス等）

- 総合評価制度と低評価事業者の追加削減対策（→エネルギー効率改善）
- 特定建築物（延べ床面積2,000㎡以上）新増築時の再生可能エネルギー導入（→燃料転換）
- 中小企業支援（→エネルギー効率改善）

#### 運輸部門

- エコカーへの転換促進（→エネルギー効率改善）、モーダルシフト（→省エネルギー行動）

#### その他部門

- ごみの減量（環境意識の啓発効果が大きく、全ての分野のエネルギー利用を低減することから、波及効果が高い。）